

## ❖❖❖臨時的任用職員の取扱いについて❖❖❖

公立学校共済組合の資格を有する臨時的任用職員（欠員代替講師、欠員代替技労職員、欠員代替事務、技術職員等）については、任用期間が6月以上であれば教職員互助会に加入することができます。

加入を希望する方は、「互助会入会申込書」を提出期限までに提出してください。

### ● 新規任用

	区 分	内 容	加入可否
①	6・6講師、6・5講師	年度区分による臨時的任用職員（通年）	○
②	産休代替 ↓ 育休代替	任用期間が6月未満の臨時的任用職員	×
		任用期間が6月以上の臨時的任用職員	○
③	病休代替 ↓ 休職代替	任用期間が6月未満の臨時的任用職員	×
		任用期間が6月以上の臨時的任用職員	○
④	その他  (年度途中)	一会計年度で任用期間が6月未満の臨時的任用職員	×
		一会計年度で任用期間6月以上の臨時的任用職員	○

※ 辞令の写し（6月以上）を添付してください。

※ 上記②産休代替→育休代替の期間、上記③病休代替→休職代替の任用期間は、通算されないため産休代替、病休代替から通しての加入はできません。

### ● 任用2年目以降

	区 分	内 容	加入可否
⑤	前年度に互助会に加入済の場合	公立学校共済組合の組合員資格を喪失するまで互助会の会員資格は継続します。	○ (手続き不要)
⑥	前年度は互助会未加入で、本年度に互助会の加入を希望する場合	任用期間が6月未満の臨時的任用職員	×
		任用期間が6月以上の臨時的任用職員	○

※ 上記⑤については、互助会の会員資格を継続しますので、互助会入会申込書の提出は不要です。

また、再度任用時の任用期間が6月未満であっても、前年度に6月以上の任用があり、引き続き任用になる場合は、互助会の会員資格は継続します。

※ 上記⑥については、辞令の写し（6月以上）を添付のうえ、互助会入会申込書を提出してください。

〈 参 考 例 〉

① 6・6講師、6・5講師等の場合

任用時の任用期間が6月以上であるため互助会に加入できます。

R 8.4.1任用 更新 R 9.3/31 R 8.5/1任用 更新 R 9.3/31

6月	6月
公立学校共済組合資格取得 ○	
教職員互助会加入 ○	

6月	5月
公立学校共済組合資格取得 ○	
教職員互助会加入 ○	

② 産休代替から引き続き育休代替の場合

産休代替は6月未満のため互助会には、加入できません。引き続き育休代替として6月以上の任用となった時点で互助会に加入できます。

任用

任用

産休代替期間（4月）	育休代替期間（6月以上）
公立学校共済組合資格取得 ○	
教職員互助会加入 ×	教職員互助会加入 ○

③ 病休代替から引き続き休職代替の場合

任用

任用

病休代替期間（3月）	休職代替期間（6月以上）
公立学校共済組合資格取得 ○	
教職員互助会加入 ×	教職員互助会加入 ○

④ その他の場合（年度途中）

任用期間が6月以上ある場合は、互助会に加入できます。

任用

更新

任用期間（6月以上）	任用期間（6月未満）
公立学校共済組合資格取得 ○	
教職員互助会加入 ○	会員期間継続

⑤ 任用2年目の場合（1年目互助会未加入者）

任用（1年目）に互助会に未加入であっても、2年目の任用期間が6月以上あれば、2年目の任用時に互助会に加入できます。

任用（1年目）

再度任用（2年目）

任用期間（6月以上）	任用期間（6月以上）
公立学校共済組合資格取得 ○	
教職員互助会未加入	教職員互助会加入 ○